

3. 自然再生協議会の組織及び役割分担

3.1 自然再生協議会の設置要綱、運営細則

(1) 設置要綱

第1章 総則

(設置)

第1条

自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条

この自然再生協議会は、「野川第一・第二調節池地区自然再生協議会」（以下「協議会」と称する）という。

(対象地区)

第3条 協議会で検討する自然再生対象地区は野川第一調節池・野川第二調節池と概ね小金井新橋から二枚橋までの野川とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第4条 対象地区における自然再生を実施するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) 自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整
- (5) その他必要な事項

第3章 構成

(委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとするもの。
- (2) 公募による地域住民、NPO等団体の代表者。
- (3) 地域の自然環境等に関し専門的知識を有する者。
- (4) その他(1)の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、本要綱を施行する日から平成20年3月31日までとし、再選を妨げないものとする。

(新規加入)

第7条 新たに委員になろうとする者は、第12条に規定する運営事務局に、委員となる意思表示を行い、協議会の合意が得られた場合に、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体または法人の解散
- (4) 解任

(退会及び解任)

第9条 退会しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長1人及び副会長を2人置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 NPO等団体の代表者と関係行政機関の職員には代理の出席を認める。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は、東京都建設局北多摩南部建設事務所工事第二課に置く。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他、協議会が付託する事項

第7章 補則

(運営細則)

第14条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

(要綱改正)

第15条 この要綱は協議会の委員の発議により、協議会の合意を得て、改正することができる。

附則 1 この要綱は平成17年3月28日から施行する。

(2) 運営細則

(公開)

第1条 協議会の会議及び小委員会は、原則として公開する。

- 2 協議会の会議及び小委員会の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。
- 3 協議会の会議及び小委員会の資料・議事要旨は、印刷物等で公開する。

(運営)

第2条 会議は次の事項を遵守し運営する。

- (1) 自由な発言の尊重
- (2) 特定の個人・団体の誹謗・中傷の禁止
- (3) 各委員の尊重（住民・団体・自治体・河川管理者の役割の尊重）
- (4) 建設的な提案型の意見交換

(会議録)

第3条 協議会の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を以下の要領で作成する。

- (1) 発言内容は要旨とする。
- (2) 発言者は匿名とし、公募委員・行政委員・学識者委員・事務局に区分して記載する。

(小委員会)

第4条 協議会は小委員会をおくことができる。

- 2 協議会委員は小委員会に所属することができる。
- 3 小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 小委員会は委員長の招集により開催される。
- 5 小委員会の会議の議長は委員長がこれにあたり、必要に応じて副委員長が職務を代理する。
- 6 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の小委員会に委員以外の者の出席を要請することができる。

(合意)

第5条 協議会の会議の合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、要綱第9条第2項及び同第15条に規定する合意は、協議会委員の4分の3以上（委任状含む）の合意により成立するものである。

(細則改正)

第6条 この細則は協議会委員の発議により、協議会の合意を得て改正することができる。

3.2 協議会委員の構成

委員の構成

(平成18年8月23日現在／敬称略)

区分	名 前	代表団体	小委員会	備考
公募	阿部 正敏	小金井みどりフォーラム21	生きもの	第1回～第6回
	今中 京平	FC前原	ふれあい	
	内田 雄二	小金井クリーン野川研究会	水	
	大久保 結	わんぱく夏まつりの会	ふれあい	
	倉持 武彦	みんなの野川をみんなで考える会議	水	
	小西 正泰	野川ほたる村	生きもの	
	佐々木 唯文	小金井ラグビーフットボールスクール	ふれあい	
	清水 徹男	小金井自然観察会	生きもの	
	高橋 金一	東京小金井さくらロータリークラブ	ふれあい	
	田中 兄一	みんなで作る野川ピオトープの会	水	
	永森 靖夫	小金井田んぼをつくろう連絡会	ふれあい	
	平井 正風 (会長)	小金井市環境市民会議	生きもの	
	堀井 広子	エコロジカル野川の会	水	
	皆川 好和	こがねいケナフの会	生きもの	
	渡辺 一雄	小金井市立南小学校(副校長)	ふれあい	
	星野 順子	みずとみどり研究会	水	
	宇都宮 敬三	せたがや野川の会 (野川ボランティア:H1705より改名)	水	
	神谷 博	水みち研究会	水	
	下村 弘	小金井市少年軟式野球連盟	ふれあい	
	岩村 沢也 (副会長)		水	
	上田 夕希子		生きもの	
	占部 哲之		水	
	垣尾 憲吾		水	
	柏原 君枝 (副会長)		ふれあい	
	金子 とよ子		生きもの	
	孤嶋 章一郎		水	
	斎藤 康夫		ふれあい	
	坂井 節三郎		生きもの	
	高木 嘉雄		ふれあい	
	田中 淳一		ふれあい	
	千野 恵三		ふれあい	
	戸田 美津子		生きもの	
	彦坂 和夫		水	
	藤崎 正男		ふれあい	
	船渡 尚男		生きもの	
	溝江 みどり		生きもの	
	矢内 信行		水	
	山田 健二		ふれあい	
	吉田 博士		ふれあい	
	中本 敦		水	
黒滝 直昭		ふれあい		
西郷 五十生		水		
坂元 嘉夫		水		
幸 タツ子		ふれあい		
玉井 憲夫		生きもの		
金沢 一男		生きもの	第1回～第6回	
喜園 晶子		水		
横山 勉		生きもの		
龍神 瑞穂		水		
学識経験者	小倉 紀雄	東京農工大学名誉教授	ふれあい	
	土屋 十罔	前橋工科大学教授	水	
行政	齋田 紀行	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 河川環境課長	水	
	長島 修一	東京都 建設局 河川部 計画課副参事(中小河川計画担当)	水	第1回～第11回
	谷本 俊哉	同上(平成18年7月16日から)	水	第12回～
	芳賀 道子	東京都 環境局 自然環境部 水環境課長	水	第1回～第11回
	池田 茂	同上(平成18年7月16日から)	水	第12回～
	井上 秀夫	東京都 建設局 西部公園緑地事務所 管理課長	ふれあい	第1回～第11回
	蕪山 高好	同上(平成18年7月16日から)	ふれあい	第12回～
	米山 彰三	東京都 建設局 北多摩南部建設事務所 工事第二課長	生きもの	第1回～第11回
	上田 謙次	同上(平成18年7月16日から)	生きもの	第12回～
	岩浅 弘之	東京都 建設局 北多摩南部建設事務所 管理課長	ふれあい	
	深澤 義信	小金井市 環境部 環境政策課長	生きもの	
	中川 透	小金井市 教育委員会 教育部 次長(兼生涯学習課長)	ふれあい	第1回～第9回
	石川 明	同上(平成18年4月1日から)	ふれあい	第10回～
	吉池 義雄	小金井市 教育委員会 教育部 体育課長	ふれあい	第1回～第9回
	林 文男	同上(平成18年4月1日から)	ふれあい	第10回～

3.3 役割分担

次のような役割分担のもと、協働して自然再生に取り組む。

施 策	行政 (東京都)			行政 (地元自治体)	専 門 家	管理 運営 団体	協 議 会 参 加 以 外 の 市 民 団 体 *1	地域団体	近 隣 の 教 育 機 関
	河 川 管 理 者	環 境 部 局	公 園 管 理 者	小 金 井 市	学 識 委 員		地 元 自 治 会 *1	小 学 校 等 *1	
1 多様な水環境と景観の再生	◎	○	○	○	○	◎	○	◎	○
2 野川の河川環境の 再生・復元	・野川の河川環境の再 生・復元	◎	○	○	○	◎	○	◎	○
	・越流堤の改修	◎	○	○	○	◎	○	○	○
3 野川と調節池間の 生態的・景観的連 続性の確保	・第一・第二調節池の間 の緑地	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
	・はげの森と調節池の間	○	○	○	◎	◎	○	○	○
	・はげの森	○	○	◎	○	◎	○	○	○
4 水量の確保	・野川からの導水	◎	○	○	○	◎	○	○	○
	・湧水の集水と活用	○	○	○	○	◎	○	○	○
	・調節池を掘り下げるこ とによる地下水の利用	◎	○	○	○	◎	○	○	○
	・緊急時の井戸水の揚水	◎	○	○	○	◎	○	○	○
	・ため池の整備	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
	・上記以外の中・長期的 な水の確保	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
5 自然と人のふれあ い、自然を通じた 人と人のふれあ いの展開	・ふれあい活動の展開	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	・活動支援施設の整備	◎	○	○	○	◎	○	○	○
	・広報活動の展開	◎	○	○	◎	◎	○	○	○
6 段階的整備の実施 *3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 適切な維持管理*2	○	○	○	○	○	◎	○	○	○
8 モニタリングの実施	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	◎
9 管理運営団体の整備、協議会活動の継続・発展	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	○

◎：主導的立場、積極的な参加、○：活動や取り組みへの参加・支援

*1：協議会に参加していない各主体の参加については、広報活動を展開する中で協力をお願いしていく。

*2：河川施設としての機能上必要な維持管理は、河川管理者がおこないます。

*3：「段階的整備」は施策の1～5と重なるため、記載していない。